

# 小松市定住促進支援制度

## 「ようこそ小松」定住促進奨励金

小松市外から小松市内に転入する方で、住宅を新築、増築または購入する場合

＜対象住宅＞ 新築・増築・購入

＜助成額＞

【基本額】 **30万円**  
【加算】若者世帯加算 **10万円**

＜主な対象条件＞ ※認定申請時

- 市外に3年以上継続して居住している方、もしくは市外に3年以上継続して居住後、小松市内に転入して1年未満の方
  - 申請者または配偶者のみの転入も可
  - 若者世帯加算は45歳以下の世帯
- ※新築、増築は認定申請、購入は交付申請時点

**【フラット35】連携制度**

## 3世代家族住宅建築奨励金

市内で住宅を新築、増築または購入し、3世代で同居または近居する場合

＜対象住宅＞ 新築・増築・購入

＜助成額＞

①3世代同居の場合 **20万円**  
②隣地、近居の場合 **10万円**

＜主な対象条件＞

- 3世代同居のための住宅であること
- 3世代が150m以内で近居する住宅であること

※すでに住宅を建設中で、**対象距離拡大により新たに対象となる方**は、下記の要件を満たす場合のみ申請できます。

- R元年10月以降に工事請負契約を締結した方
  - 検査済証の日付が令和2年4月以降の住宅
- ＜申請期限＞令和2年9月30日まで

## まちなか住宅建築奨励金

まちなか指定区域で住宅を購入する場合

＜対象住宅＞ 購入

＜助成額＞

【基本額】 **30万円**  
【加算】①若者世帯加算 **10万円**  
②市内業者加算 **10万円**

＜主な対象条件＞ ※認定申請時

- 中古住宅や分譲住宅の購入であること
- 加算条件
  - 若者世帯加算：45歳以下の世帯
  - 市内業者加算：小松市内不動産業者利用

**【フラット35】連携制度**

## 飛行場周辺地区居住環境整備助成金

航空機騒音区域で、騒音緩和を配慮した住宅を新築する場合

＜対象住宅＞ 新築

＜助成額＞

【基本額】  
①うるささ指数85W以上 **50万円**  
(市外業者35万円)  
②うるささ指数80W以上85W未満 **30万円**  
(市外業者20万円)  
③うるささ指数75W以上80W未満 **15万円**  
(市外業者10万円)

【加算】 ※認定申請時

①市外居住加算 **30万円**  
※対象条件は「ようこそ小松」と同様  
②3世代加算 **同居20万円**  
近居**10万円**  
※対象条件は3世代家族住宅と同様  
③45歳以下の若者世帯加算 **10万円**

＜主な対象条件＞

- 遮音性能があるサッシを使用すること
  - 居室のみ
  - 遮音性能T-1〈透過損失等級2〉以上
- 防衛省の住宅防音工事の助成を受けていないこと

※【フラット35】連携制度と記載のある制度は小松市と住宅金融支援機構が連携しており、当初5年間の借入金利が年0.25%引き下げとなります。



### ＜各制度共通条件＞

- 自分が住む家であること
- 住戸面積が75㎡以上であること
- 増築の場合、増築部分の住戸面積が75㎡以上であること
- 店舗併用住宅の場合、住戸専用面積が1/2以上かつ75㎡以上であること

### ＜制度の併用について＞

- 飛行場周辺地区居住環境整備助成金と他の制度は併用できません。
- 「住みいる小松」と「ようこそ小松」は併用できません。
- 地域型住宅グリーン化事業、サステナブル建築物等先導事業との併用はできません。

### ＜申請書の受付期間＞

令和2年4月1日から令和3年3月19日まで

## 住みいる小松奨励金

【事業者向け】

- すでに宅地化された土地を再開発するまたは
- 調整池整備を伴う宅地分譲開発をする民間事業者に助成

＜助成額＞

①1区画あたり **10万円（限度額100万円）**  
②補助率 **1/2（限度額100万円）**

＜主な対象条件＞

- 市街化区域であること
- 造成工事着手前であること

- 3区画以上で、開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること
- 開発面積が1500㎡以上で、市に帰属または管理する調整池の設置を伴うもの

【購入者向け】

分譲宅地を購入して、住宅を新築する場合に、費用の一部を助成

＜対象住宅＞ 新築

＜助成額＞ **10万円**

＜主な対象条件＞

- 3区画以上で、H21.9.1以降に開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること

※H26.4.1以降の土地区画整理事業も対象です

### ＜申請にあたっての注意事項＞

■**新築・増築の場合**は認定申請と交付申請の2回の申請が必要です。

- 認定申請書は**基礎工事着工前**までに提出してください。
- 交付申請書は最終金の支払い後**2ヶ月以内**に提出してください。

■**住宅の購入の場合**は交付申請のみとなります。

- 交付申請書は所有権移転日から**2ヶ月以内**に提出してください。

※申請期限を過ぎての受付はできませんので、お早めに申請をお願いします。



### ＜問い合わせ先＞

〒923-8650小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部 建築住宅課  
TEL:(0761)24-8104 FAX:(0761)23-6403 Eメール:housing@city.komatsu.lg.jp

小松市 定住促進支援制度

検索

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。

